

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙 「みらい」
NO. 3674
16年7月29日(金)
・Fax 095-828-1953

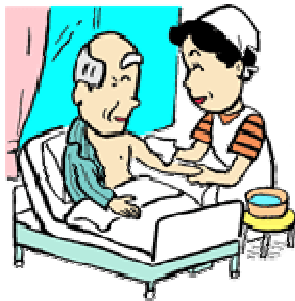
障がい者抹殺と 美しい国・日本

おはようございます。

フォークソング歌手・高田渡は「しらみの旅」という歌の中で、人をしらみにたとえ、「おいらの兄弟たちはひねりつぶされ、無残な最期を遂げる」と歌う。この社会での弱者は「しらみ」ほどの存在なのか。

二六日、神奈川県で障がい者施設で入居者十九人が殺害される悲惨な犯罪が起きた。加害者はこの元職員で、「障がい者はいなくなればいい」といつている。彼のツイッタには「世界が平和になりますように。ビューティフル・ジャパン」ともある。

美しい国とはなにか。一言でいえば、汚いものを排除する論理であり、容疑者の言葉と犯罪は、そのことを具体的に実行した異端者排除のテロであると思う。



全国の九一の障がい者団体の障がい者インターナショナルは「マイノリティに対するヘイトスピーチが引き起こされる社会現象のなかで、今回の事件がおきたことを看過してはならない。共生社会に向けた取り組みを強めたい」とコメントを出している。

またそのセンターで容疑者と一緒に働いた人が、彼に障がい者排除を「ナチスの思想」といつしよよと注意したが、聞き入れなかったという。

国と民族には血筋の貴賤や清濁の論理はいつもある。自己の民族の優位性を語り、他民族を蔑視し、排除する思想だ。かつてドイツのナチズムがユダヤ人を虐殺したことでも有名だが、これはどの民族にもある。

人類の歴史で民族と国家は悩ましい問題である。

現在のグローバリズムの中では、国家には複数の民族が存在しているが、今この反動として、この排除が国家主義として台頭している。自国第一主義だ。アメリカのトランプが「異民族排除」を掲げて、共和党大統領候補に決まったことや、イギリスのEUからの離脱など、世界的な現象だ。

今回の障がい者殺害事件がいきなりこれに当てはまると思わないが、「美しい国」思想には、こうした民族の優位や劣者抹殺の思想があり、これとの連想をさせる。

障がい者は汚いのか。社会

的に不要な存在なのか。断じて否である。容疑者の家族には障がい者はいなかったのだらうか。仮に家族にいたら、彼は自分の親兄弟も殺したのだらうか。主義主張はさておき、情において、それはないと思う。



かくいう私の母親は全盲の障がい者だった。その彼女が私を生んでくれたから、私の今がある。人間に優劣思想があり、劣者抹殺が当然とすれば、私もない。人として生まれ、意に反して障がいをもったとしても、そのことはその個人が、自らの命で償うべきほどの責任ではない。

人は社会と文化と思想を作り出し、対立と競争と戦争の歴史をのりこえることができる種だ。その根底に共生思想がある。障がい者との共生は家族や人々の思いやる心と、こうした公共の障がい者福祉施設が、その原点である。

今回の犯罪の問題点は、そうした共生思想と施設が存在を標的とした思想と攻撃にあるとおもつ。

そのことは衆議院議長公邸

20条裁判、高裁でも勝つ

まで押しかけ、障がい者抹殺の声明文を渡していること。そしてなによりも、その施設の中で殺人を犯したことであり、個人的なもの、あるいは、麻薬によるものとした事件性が取りざたされるが、一個人のしかも一過性のことではないとして、重くうけとめるべきではないだろうか。

*** **

二六日、大阪高裁は、正社員だけに支給されている手当について、契約社員に支給しないことは「不合理に当たる」と断定し、(一部の)手当について契約社員にも支払え」との判決を出した。この裁判は、ハマキョウレックス(大手物流会社)で東証一部上場会社)の社員が訴えていたもので、いわゆる労働契約法二〇条裁判の初の高裁判決である。

現在全国では六件の二〇条裁判が闘われているが、おそらく最高裁判決も最初に出るものとして注目される。

二〇一三年四月に施行された労働契約法二〇条は、有期雇用と無期雇用での差別を禁

じている。しかし法律はなにが差別であるか具体的に書いていないことから、裁判以外に決着がつかない矛盾となっていた。

そこで郵政ユニオンの組合員が提訴に踏み切り、いま全国でたたかわれている。いま郵政は、この二〇条裁判に勝つために、表面的な非正規差別を次々と変えつつある。一つは営業で期間雇用社員にはノルマもないし、勤務評価もし



ないとした。あるいは、顧客からのクレーム対応も、上司への報告義務だけで、その責任処理を求めている。そして具体的なものとして、病気休暇制度を九〇日へと延長し、なによりも無期転換を一年半前倒して実施とした。

これらはいずれも二〇条裁判の提訴があり、郵政がこの裁判に勝つために先手をつつて制度を変えているのだ。無論これも闘いがなくては改善されなかったことは自明である。郵政ユニオンは今後もこの裁判をたたかう仲間たちとともにたたかっていく。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。

めざせ、均等待遇

なくそう差別

ユニオンは労働法裁判に勝利するぞ！

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。